

# 梁啓超における権利思想のいくつかの問題について

—『清議報』『新民叢報』の時代を中心に

Several Problems in Liang Chi-chao's Right Thought  
— Focus on the period of "Qing Yi Bao" and "Xin Min Cong Bao"

全 定 旺 ・ 林 美 茂

Quan Dingwang, Lin Meimao

東南大学マルクス主義学院、中国人民大学哲学院

*School of Marxism at Southeast University of China*

*School of Philosophy at Renmin University of China*

*E-mail: quandw035@163.com, mimolin1230@yahoo.co.jp*

## Abstract

After Liang Chi-chao's failure in the Reform Movement of 1898 came to Japan, one of the important tasks he did was to introduce a number of new concepts to China through the Qing Yi Bao and Xin Min Cong Bao, including the concept of rights. Regarding Liang Chi-chao's right thoughts, there are still some controversies in the academic circles. This article analyzes several key issues related to Liang Chi-chao's right thoughts, such as the influence of Rousseau's thoughts, civil rights and national rights, and the concealment of social tyranny. Thus thinking about the limits of the influence of Chinese and Western thoughts on his concept of rights. In fact, traditional ideas are of great significance in his thoughts on rights, thereby preventing him from going toward complete nationalism.

**Key words:** Liang Chi-chao, right, liberty

近代中国思想界について、梁啓超が果たした大きな貢献としては新しい観念、新しい思想の導入がある。特に『清議報』『新民叢報』の時期の影響が最も大きく、本稿において検討する権利観念もその中の重要な思想観念の一つである。

この時期の梁啓超の権利思想について、学术界にはすでに多くの研究があり、参政権を重視する一方、個人の自由権を軽視したというのが一般的な見方である<sup>1)</sup>が、梁啓超は個人の自由を根本的に重視していると考える学者もいる<sup>2)</sup>。梁啓超の権利思想は様々な影響を受けて形成されたため複雑性がある。本稿ではこの時期における彼の政治思想の検討を起点とし、権利思想に関わる重要な問題を明らかにしてみたい。それにより、中国における西洋の思想がその権利観念に与えた影響を考えたい。

## 一、ルソーの影響の限界

梁啓超の権利観念を論じる際には、ルソーの影響を無視することはできない。ルソーの思想を最初に紹介した「自由書・破壊主義」において、彼は「『民約論』よ、尚其れ東からやってくる。大同大同よ、時汝の功である」と述べ、戊戌変法（改良）の時期から続く民権と「大同」とを同一視する見方を示している<sup>3)</sup>。また、『愛国論』では「天賦」の「権利」という表現がすでに見られ、『各国の憲法の異同を論ず』では「言論の自由」、「集会・結社の自由」、「行動の自由」、「居住の自由」、「請願」などの法律上の権利にも注目している。戊戌変法時期の考え方と比較すると、ルソーの思想に接した梁啓超が、自由などの権利を「天賦人権」から捉える新たな理論的根拠を得たことがわかる。

ところが、梁啓超はこの時期、「天賦人権」ではなく「民権」という言葉を盛んに喧伝している。例えば、「東京愛読生」という人が「中国では最近、民権論が多く提唱されていますが、大部分は法儒<sup>4)</sup>のルソーから影響を受けたものです。しかし、日本人は多くの場合、これを天賦人権説と訳しています。民権と人権とはどう違うのでしょうか？二つの言葉のうち、どちらが妥当なのでしょうか？」と梁啓超に尋ねると、「天賦人権……その意味とは人々が生まれながらにして有する自由自治の権利と平等均一の権利であり、天が人々に与えたものであるため、他者から犯され、奪われることができないものです。そして、この権利は君であれ民であれ、凡そ人類であれば皆が有するものであります。その語意の適用範囲は、政治に固有したものではないので、日本の訳語が適当である<sup>5)</sup>」と答えた。梁啓超

1) 張灝『梁啓超与中国思想的过渡（1890-1907）』（崔志海、葛夫平译）、江苏人民出版社、1995年、第95頁。鄭匡民『梁啓超启蒙思想的东学背景』、上海书店出版社、2009年、第149-165頁。

2) 黄克武『一个被放弃的选择——梁啓超调适思想之研究』、新星出版社、2006年、第32頁。

3) 梁啓超『破壊主義』、『飲冰室合集』专集之二、中华书局、2015年、第26頁。

4) 「法儒」という言葉は「フランスの思想家」だという意味の略称で、ここではルソーのことである。

5) 夏晓红辑『〈飲冰室合集〉集外文』上册、北京大学出版社、2005年、第82-83頁。

は「天賦人權」の観念について基本的には理解しており、民権と天賦人權とが精神的にも通じていると考えているが、天賦人權が政治に固有する観念ではないと考えているため、政治上の権利に重きを置く民権をより重視しているのである。

政治的な面に着目すると、梁啓超がルソーの人民主権の思想を貫徹するのであれば、当然民主制を主張することになるはずである。しかし、梁啓超は『愛国論』の中で「民権」と「民主」の違いを二点指摘している。第一に、民権について、梁啓超は民権と君主権とが対立関係にあるのではないということにより、民権と民主政体との直接的な関係を断ち切った。これについては、イギリスと日本が共に「民権の先進国」であり、イギリスの女王と日本の天皇が同じように国民から推戴され、憲法でも「神聖にして侵すべからず」と規定されているという状況が、梁啓超の主張に現実的な根拠を与えた。第二に、君権について、梁啓超は民権を提唱してこそ「君位の尊さ」が保証できると言い、フランス国王ルイ16世の事例を教訓として<sup>6)</sup>、現実的には立憲君主制を主張した。

人民主権論と君主の存在を同時に肯定したことから考えると、梁啓超によるルソー思想の受容には限界があると言える。ルソーの人民主権論では、主権とは不可分かつ譲渡不能なもので、国家に君主が存続しているということは、君主が主権を独占しているということの意味するため、これは必然的に専制となる。では、梁啓超の言う「政治的権利」とは何であろうか。この政治への参加と君主の共存という考え方は、ブルンチュリの国家論に影響されたと筆者は考える。

ブルンチュリの国家論を紹介する『国家論』において、梁啓超は被統治者の参政方法、又は参政権の範囲に基づき、政体を次のように分けている。まず、自由のない国、即ち「被支配者は常に支配者の支配下にあり、その束縛から脱することができない」国である。次に、半自由の国、即ち、「貴族だけが立法に参与し、政務を監察し、政事に参与する権利を有し、その他の人々は政事に参与することができない」国である。最後が、自由の国、即ち「貴賤貧富を問わず、すべての人々に参政権がある」国である<sup>7)</sup>。

「被支配者の参政方法と参政権の範囲」を基準として政治体制を分類したこの視点は、梁啓超が受け入れた新しい概念である。この時期、彼は君主の有無よりも、人民の参政権に着目していた。『愛国論』において、梁啓超は民権と民主を区別しているが、同書には彼がこうした区別を行なった思想的な淵源、つまり、君主制か民主制かが問題なのではなく、民権即ち人民参政権の有無が問題なのだということが反映されている。これより、梁啓超が民権と君主が矛盾した関係ではないと考えていたことがわかる。

梁啓超は国内の現実的な政治モデルを考える時、『国家論』の頃からすでにブルンチュ

6) 梁啓超『愛国論』、『飲冰室合集』文集之三、中華書局、2015年、第70-71頁参照。

7) 夏曉紅輯『〈飲冰室合集〉集外文』下冊、北京大学出版社、2005年、第1230頁。

りの学説に傾倒していたが、『清議報』では基本的にルソーに賛成しており、『新民叢報』に掲載されたルソーとブルンチュリに関する初期の文章においても、依然としてルソーに賛成する姿勢を示していた。では、ルソーに対する彼の称賛は何を意味しているのだろうか。1902年、『新民叢報』第1号に発表した「學術の勢力が世界を左右することを論ず」という文章において、梁啓超はルソーとブルンチュリを同時に評価しているが、基本的には両者について肯定的な見解を示しつつ、時間軸を設定し、両者の役割を整理している。これによると、ルソーの民約論は「国家は人民のためにある」ことを強調しており、これがフランス革命の原動力となり、フランス革命が十九世紀の全世界を推進する原動力となったため、ルソーは「十九世紀の母」であると言う。一方、ブルンチュリの国家論は「人民は国家のためにある」ことを強調し、「愛国が第一の義務」となったため、「より一層各国を推進する原動力として益することとなる」ため、ブルンチュリは「二十世紀の母」なのだと言う<sup>8)</sup>。梁啓超のこうした見解からは、彼がこの時すでにブルンチュリに傾倒し始めていたものの、ルソーの学説についても懐疑的な態度を示さなかったことが分かる。梁啓超がルソーに肯定的な態度を示していたのは、社会契約論がフランス革命の原動力であったこと、あるいは、より根本的な理由としては、梁啓超が革命を主張しようとしたからである。彼が日本に亡命する二年前は、まさに孫文の革命派と最も密接に交流していた時期であり、その思想も革命に傾いていた。

その後、梁啓超は『ローラン夫人伝』の中で、ローラン夫人がルソーの『民約論』に扇動されて革命を指導したが、革命の後に悲惨な結末を迎えることとなった事を著わしているが、彼はこの文章を通してフランス革命がもたらした破壊と動乱を反省することにより、ルソーの学説について疑問を抱くようになったと考えられる。一方、梁啓超は1902年9月末に康有為宛てた手紙の中で、「革命の義を再び言わないのであれば、平和と言わざるを得ない」と述べている<sup>9)</sup>。康と梁の関係がその年の10月前後に再び修復されたこと、そして、康有為が梁啓超に送った手紙からも、以前の革命に関する梁啓超の政治的観点の反省と変化とを読み取ることができる。

つまり、梁啓超が革命を主張していた時期においては、ルソーの人民主権説を革命のスローガンにしていたことがわかる。しかし、革命を疑い、それを放棄すると、彼はそのスローガンさえも放棄し、「政府と人民の権限を論ず」において「国家が単一最高の主権を掌握し」、「人民はその下に生息するものである」と述べている。従って、梁啓超の権利と政治思想について検討する際には、彼がルソーの方式で現実的な政治モデルを構想していなかったことに注意しなければならないため、決してルソーの影響を誇張してはならないのである。

8) 梁啓超『論學術之勢力左右世界』、『飲冰室合集』文集之六、中華書局、2015年、第114頁。

9) 丁文江、趙丰田編『梁任公先生年譜長編（初稿）』、中華書局、2010年、第140頁参照。

## 二、民権・国権一体論の形成

梁啓超はルソーの天賦人權、人民主権説を理解し、宣伝もしていたが、現実の国家構想ではルソーの理論に依拠しなかった。そこで、仮に現実社会における個人の権利保護の問題について、梁啓超がどのように考えていたのかを検討するためには、まず彼が個人と国家、民権と国権の関係にどのように位置づけていたのかを整理する必要がある。

個人と国家の関係について、梁啓超は「商会議」の中でルソーの『社会契約論』に似た観念を示している。彼は「およそ人は天地に生まれて、みな各自得べき権利と尽くすべき職分を有する。権利とは何か。人々が自らその安全を保つことである。職分とは何か。人々が自らその安全を謀ることである。それ国家の立つ所以を求めれば、人民のために安全を保ち安全を謀るほかはない。その意は、一人の力で自ら保つことができないので国家がこれを保つのであり、一人の智で自ら謀ることができないので国家がこれを謀るのである。これは国家の義務であるため、国家が民のために保たず民のために謀らなければ、これを国家の義務を失すという。国民が自ら安全を保ち謀る事をせず国家の命を待つならば、それは国民の義務を失うことである。……民が自ら謀り自ら保つことができれば、国家は民によって強くなる。そうではなければ家は必ず没落し、国家は必ず滅亡する。……国権を主張するのが国家の職務である。」<sup>10)</sup> 梁啓超が「それ国家の立つ所以を求めれば、人民のために安全を保ち安全を謀るほかはない」と述べている時には、ルソーの個人が契約を通じて国家を形成して一人一人の権利を保護する思想について話しているようだが、続いて彼は「民が自ら謀り自ら保つことができれば、国家は民によって強くなる」と述べている。つまり、梁啓超の言う国家が「人民のために安全を保ち安全を謀る」とは主に外国に対するものであるため、「国権を主張するのが国家の職務である」という議論になるのである。

梁啓超の時代はルソーとは全く異なるため、個人の権利に対する認識もより現実的なものであり、「人々が自らその安全を保つ」のは自然状態の中ではなく、西洋の拡張という現実的な状況下において、中国では人々が自身の安全を守ることができないという危機的な状況に基づくものであった。このような状況下において、彼は『愛国論』の中で「愛国」の観念を示し、国民は国家を強くする義務を負っていると主張し、「連合と教育」を以て「民智を開き」、「愛国心」の役割を発揮しなければならないと言う。すなわち「民が自ら謀り自ら保つことができれば、国家は強くなり、個人の権利はさらに保護されると主張するのである。

梁啓超の個人と国家の依存関係に対する理解は、彼の民権思想にどのような影響を与えたのであろうか。彼は『愛国論』の中で「ああ、民なくしてどうして国がありえようか、

10) 梁啓超『商会議』、『飲冰室合集』文集之四、中华书局、2015年、第6-7頁。

国がなくしてどうして民がありえようか。民と国は一にして二、二にして一なのである。現在わが民は国をわが国とせず、一人一人が自らその国を持つとしない。かかる国は滅亡してしまうだろう。国が亡べば人権も亡び、人道の苦しみは計り知れない<sup>11)</sup>と述べている。「民と国、一にして二、二にして一」だからこそ「国が亡べば人権も亡び」という梁啓超の主張は、個人の権利と国家は完全に一体であるという、彼のこの時期の「権」に対する認識を鮮明に表している。

これにより、梁啓超は「国権」という概念を重視するようになる。「国とは何か。民を積み成るものである。国政とは何か。民が自らその事を治めることである。愛国とは何か。民が自らその身を愛することである。よって、民権が興れば国権が立ち、民権が減れば国権も亡ぶ<sup>12)</sup>。戊戌変法の時期には、「民権」と「君権」とは対立関係にあると考えていた梁啓超であるが、この時期になると、「国権」という新たな概念を導入している。この「国権」とは、「民権が興れば国権が立ち、民権が減れば国権も亡ぶ」という一文に示されているように、「民権」と一体の関係である。梁啓超は国家が個人の権利を保護することを論じる際、主に外国を想定しているように、ここでいう「国権」も、国民の統治権についてではなく、他国に対して独立した主権を享有することを指している。「かの日本は、昔は治外の権がなかったが、変法自強を始めてより条約を改正し、ついにはその国権が完全無欠のものとなった<sup>13)</sup>」とは、まさにこのことである。

梁啓超は「公共の利益」を論じる際、より明確に民権と国権の一体関係を表明している。「孟子曰く、夫れ、人必ず自ら侮りて、しかるのち、人これを侮る。人を恨む方がいいのだろうか。ただ己に求めるだけである。国が強くなれば、己の失った権力を取り戻すことができ、公共の利益を取り戻すことができるのだ。かの日本がそうである<sup>14)</sup>と梁啓超は言う。この文は二つの意味を表している。一つは己を基礎として強国を求めることであり、もう一つは強国を基礎として「己が失った権力」と「公共の利益」を取り戻すことである。従って、梁啓超の観念の中では、「己の権力」と「公共の利益」は強国という点で一致しており、「公共の利益」は「己」の利益を含む「国」の利益であるとも言える。彼の「国権」は、「己の権力」及び「公共の利益」と密接に関連する概念であり、対抗的な概念ではないのである。

11) 梁啓超『愛国論』、『飲氷室合集』文集之三、中華書局、2015年、第69頁。

12) 梁啓超『愛国論』、『飲氷室合集』文集之三、中華書局、2015年、第73頁。

13) 梁啓超『愛国論』、『飲氷室合集』文集之三、中華書局、2015年、第68頁。

14) 梁啓超『愛国論』、『飲氷室合集』文集之三、中華書局、2015年、第67頁。

### 三、「社会的暴虐」の隠匿

梁啓超の民権・国権一体論および愛国論は、実際の国際情勢を背景として誕生したものであるが、彼は国権が個人の権利を完全に抑圧することを意味するのであろうか。また、このような思想の中で、個人の権利は保護され得るのだろうか。これらの問題について検討する前に、学界において注目されているもう一つの問題、即ち梁啓超の思想におけるジョン・ミル（梁啓超は约翰・穆勒と訳した）『自由論』の「社会的暴虐」観念の隠匿という問題について、先に分析しておかなければならない。社会的暴虐の隠匿は、個人の自由権がその思想において軽視されることを意味するからである。土屋英雄は梁啓超がミルの『自由論』を邦訳で読んだ際、ミルの自由に関連する「社会」「個人」という二つの概念を「政府」「人民」に訳したことで、ミルの最も重要な思想の一つである「社会的暴虐」という命題を隠匿し、「合群」という中国的な論題に置き換えたと考えた<sup>15)</sup>。「政府と人民の権限を論ず」という文章における「社会的暴虐」の消失については、本稿も異論はない。しかし、より重要な問題は、「社会的暴虐」という観念の消失に伴い、梁啓超が同文において個人の権利の位置付けをどのように考えていたのか、ということである。

まず、『自由論』で検討された社会的暴虐の観念を見てみよう。民主主義の時代の到来により、個人の自由という権利が専制政府から脅かされる可能性が大いに低下した一方、自由はむしろ社会そのものの脅威、つまり多数の支配によりもたらされる危険に直面することとなったため、「多数の暴虐」という点を、社会が警戒すべきあらゆる災いの中に入れなければならないのだとミルは考えた。彼は、民主政治のもとでは、自由の真の意味は、多数派だけでなく少数派十分に発達した個人性をも保証することにあると主張したため、「為政者の専制を防遏するだけでは不十分であり、社会的意見なり感情なりをも防遏する必要がある。即ち公刑罰に非る他の手段によって、社会が己れ思想或は行為を、それと意見を異にする者に行為の規範として課する傾向、即ち社会の風習と調和しない個性は、どのようなものであってもその発展を阻止し……防遏する必要があるのである」<sup>16)</sup>と述べたのである。

ミルの社会的暴虐の論述には基本的な前提、つまり国内の民主化がすでに完成しているという前提があり、これは専制政府の脅威がすでに一掃された状態にあるということの意味する。そのため、彼は冒頭で「本編の主題とするところは、市民的或は社会的自由である。即ち社会が個人に対して、合法的に作用し得る権力並びに限界である」<sup>17)</sup>と言うので

15) 土屋英雄『梁啓超の“西洋”攝取与権利-自由論』、狭间直树编、『梁啓超・明治日本・西方——日本京大大学人文科学研究所共同研究報告』、社会科学文献出版社、2001年、第124-143頁参照。

16) 约翰・密尔『论自由』（许宝騤译）、商务印书馆、2013年、第5頁。

17) 约翰・密尔『论自由』（许宝騤译）、商务印书馆、2013年、第1頁。

ある。彼が考えていたのは公民の自由だが、いわゆる公民の自由の大前提は公民の社会が存在することである。しかし、梁啓超からすると、当時の中国では公民の社会は勿論のこと、専制社会でさえも維持できるとは限らない状況であった。そこで、彼は『新民説・合群論』において、「人は人に奴隷化されてはならない」と同時に「群に奴隷化されてはいけない」のであれば、必然的に「自分の群に奴隷化されなければ、他の群に奴隷化されることになる」という結果を招来することになる、という現実的な問題を提示し、民権・国権一体論と一致する、「多数に従う」、「己の群を守護して墜落させないようにする」<sup>18)</sup>という考えを示したのである。梁啓超はこのような自覚意識に基づき、「多数の暴虐」が国家と人民の安全にとって副次的な地位にあると考えたのである。

また、「政府と人民の権限を論ず」を見てみると、冒頭部分で「政府と人民の上に人格を有する国家があり、この国家が単一最高の主権を掌握し、政府と人民はその下に生息するものである」<sup>19)</sup>と述べているが、ここで彼はブルンチュリの国家主権説を認め、ルソーの人民主権説と距離を取る姿勢を明確に示している。上述のように、梁啓超がルソーの思想に最も熱心であった頃でさえも、彼はこれを現実の政治構想に組み入れていなかったため、このような転換は実際には政治的な意味を持たなかったということは明白である。こうした国家が主権を掌握している状況下において、梁啓超は次のような議論を展開している。

「民政の国であっても、その政府の権限が定まらなければ、人民は自由になれない。何故か。民政の国では、人はみな自ら治め、人に治められるに非ずというけれども、その実、決してそうではない。一国のなかでは人々がみな政を行なう権をもち得るに非ず、必ず治める者と治められる者の区分がある。その施すところの政令は、民が欲するところに従うというけれども、民が欲するところとは全国人民が同じく欲するところに非ず、実は則ちその多数者の欲するところにすぎない（梁の注釈：民政の国には必ず政党があり、議院で多数を占めることができる党派は、政府の権力を握る。従って、政治というものは、民の多数の欲するところに従うのである。昔の政治家は、政治は国民全体の幸福を求めるところを正鵠とすべきであると言った。碩儒辺沁に至り、最大多数の最大幸福を正鵠とすると改称した。事勢がこのようにすることしかできないからである）。いやしくも制限がなければ、多数の一半が必ず少数の一半を抑圧し、かの少数の勢弱き人民はゆくゆくその自由を失うようになろう。しかし、この多数の専制は君主の専制よりもその害は時にはいっそう甚だしいものである。ゆえに政府と人民の権限はいかなる政体の国にもかかわらず分明にしないわけにはいかない」<sup>20)</sup>。

18) 梁啓超『論合群』、『飲冰室合集』專集之四、中華書局、2015年、第77頁。

19) 梁啓超『論政府与人民之权限』、『飲冰室合集』文集之十、中華書局、2015年、第1頁。

20) 梁啓超『論政府与人民之权限』、『飲冰室合集』文集之十、中華書局、2015年、第4頁。



これは、梁啓超がミルの「社会的暴虐」概念を隠匿したことを論証するべく、土屋英雄が用いた中心的なテキストであるが、土屋は梁啓超の括弧内の重要な注釈を省略している。これにより、梁啓超が最初と最後に「政府の権限が定まらなければ、人民は自由になれない」、「政府と人民の権限」、「分明にしないわけにはいかない」と述べているのにもかかわらず、中間部分の内容と注釈とを丁寧突き合わせると、彼のいわゆる多数派が少数派を抑圧するということが、政府そのものを指すのではなく、政府の権力を握るのは必ず議院で多数を占める政党であり、その政党は実際には国民の大多数の幸福を拠り所とするため、政府に対する制限は政府の権力を制限するだけのものではなく、政府が代表する大多数の利益のために少数の自由を抑圧することを防ぐことがより重要なのだということがわかる。だからこそ、彼は「この多数の専制は君主の専制よりもその害は時にはいっそう甚だしいものである」と主張するのである。

梁啓超の言論の表題的な言葉を除外し、最も本質的な部分について考察し、これとミルの思想とを比較すると、実際には両者にそれほど大きな違いがないことがわかる。第一に、ミルは、「個人に対する政府権力の制限が重要であることは、権力の所有者が、社会即ちその中の最も強大な党派に正式に責任を負うべき場合でも依然として然り」<sup>21)</sup>と述べているが、彼の言う多数の暴虐とは多くの場合、政府を通じて個人に加えられるものであり、この点において両者は一致している。第二に、ミルの「社会的暴虐」におけるより重要な意味は、社会が集団として、その集団を構成する個人を凌駕する時、二種類の暴虐、則ち社会が発する詔勅或は社会的意見と感情によって暴虐を行うことが容易に生じることであり、上述の梁啓超の論説が言及しているのは、このうちの多数が政治によって個人を暴虐することである。

このことから、土屋英雄は黄宗智と張灝が原文を丁寧に照合する作業を怠ったことを批判するものの、彼自身も梁啓超の「社会的暴虐」の消失を論証する重要な文章を検討する際に、梁啓超による重要な注釈に言及しないという過ちを犯していたことがわかる。しかし、梁啓超はミルの「社会的暴虐」に触れながらも、土屋英雄が指摘するように、その概念を隠匿し、表題的な言葉の中で「政府の権限が定まらなければ、人民は自由になれない」という表現を使用することにより、曖昧にしてしまったことも否めない。その理由は、『新民説』にもあるように、他の群の奴隷にならないためには、「多数に従う」しかないからである。或は、社会そのものが暴君であったとしても、侵されるのは少数であるが、「他の群の奴隷」になれば、すべての人が侵されるからである。

さらに、梁啓超が「社会的暴虐」を曖昧にした後、この文章を通じて個人のどのような権利を保護するべきと考えていたのかについても、検討する必要がある。「政府と人民の

21) 約翰・密爾『論自由』（許宝騷译）、商务印书馆、2013年、第4頁。

権限」の裏には、多数の一半が少数の一半を抑圧し、少数の勢弱き人民が自由を失うことを防ぐとの考えがある。そのため、個人の権利という観点からみれば、政府との界を確立し、その界内の自由が侵されないようにすることが最も重要となる。では、「政府と人民の権限を論ず」の冒頭で述べた「国家主権」はどう受け止めるべきか。「個人の権利」が社会自体に対して界を残したのであれば、「国家主権」が拘束されたことになるのではないだろうか。

#### 四、「国とは民を積みて成るもの」と個人の権利の問題

梁啓超は『政府と人民の権限を論ず』において、個人の権利の保護は「権限」意識に基づくものだとするが、彼の思想の中では民権と国権は一体の観念であるため、ミルの「社会的暴虐」を隠匿したのである。つまり、彼は個人と政府の関係において権利を論じる際には、個人の権利には侵されない限界がなければならないということを強調する。しかし、議論が個人と国家との関係に限定された時、個人の権利の保護はどのように実現されるのだろうか。

まず、個人の権利の内包に対する梁啓超の認識について理解しなければならない。彼はルソーの天賦人権観念の影響を受けて、「自由」、「生命」などの権利を意識したが、これらの観念に対する理解には彼自身の独自性がある。例えば、「自由」という観念について、彼は「己の自由を放棄する者」と「人の自由を侵す者」との対比で説明し、「己の自由を放棄することが罪の第一であり、人の自由を侵すことはその次である」と考えていた。それは「天下に自由を放棄する人がいなければ、必ず人の自由を侵す人はいない」からである。これは、梁啓超が人間の自由などの権利には自然な限界があると考え、一部の人間がそれを放棄すると、こうしたバランスが崩れてしまうとと考えていたことを意味する。では、人間の自由の限界とは何か。梁啓超は「自由には、なぜ限界があるのか。例えば二人がそれぞれ己の勝ちを求め、それぞれ優れた者になるように務め、それぞれの自由権を際限なく拡充するのであれば、各々から発する線はそれぞれ外に向かって伸び続けていくこととなる。二本の線が出会っても、両者は互いに譲らず、それにより限界を超える」<sup>22)</sup>と言う。つまり、彼のいわゆる人間の自由の限界はバランスにあり、他人の自由を侵害しないことを限界とするのである。自由の限界に対する梁啓超の認識は、必然的にすべての人間の自由を基礎とするものであり、ある人が自由を放棄すると、その限界は必ず他人に侵されるものだと考えられていた。そのため、梁啓超は「利己」の心を自覚的に権利を守る基礎とし、楊朱の学を明らかにすることが救国の道だと主張した。「昔、中国の楊朱は自らの考えを学

22) 梁啓超『放棄自由之罪』、『飲冰室合集』專集之二、中華書局、2015年、第23-24頁。

説へと昇華した。曰く、『人々が自らの僅かな利益と引き換えに他者の利益となることを為さず、自らの大きな犠牲と引き換えに天下の利益を得るようなことを為さずとも、天下は大いに治まる』と述べた。私は昔その言葉を甚だ疑い憎み、英・仏諸国の哲学大家の書物を見たところ、楊朱と一致するものが数多くあった。その理論は十全であり、人々の発達に有用であり、国民の文明を發展させるものである<sup>23)</sup>と述べている。これより、梁啓超は「西国政治の基礎」である民権と、「人々は自らの僅かな利益と引き換えに他者の利益となることは行わない」という楊朱の自利心とを結びつけ、「天下を利する」ことの基礎としたのである。

このことから、梁啓超は個人の権利と政府との関係を語る際に権限を強調するだけでなく、実際には個人間における権利の関係についても権限意識に基づいて理解していたことがわかる。しかし、議論が個人と国家の関係に限定されると、梁啓超はもはや権限意識に基づくのではなく、権利の集合体の角度から、国家の「公」の属性を重視するようになった。彼は西方諸国の強盛の原因を論じる際に、「君主の権は君主の私有ではなく、全国民人の権、その身に萃る者に他ならず。君主の令する所の者と君主の禁ずる所の者を、真の意味で国人の行はんと欲する所と国人の行を欲せざる所とする。君民一体、上下情を同じくし、朝野好みを共にし、公私別なし、国の昌盛なる所以の者である<sup>24)</sup>と指摘した。「公」の観念を通して、我々は梁啓超の国家権利に対する認識の仕方を見ることができる。つまり、国家を代表する君主は、すべての国民の権利を一身に集めているため、君主の権利は集合体の権利として存在する、即ち「公」として存在する権利であり、「私有」ではないのである。或は、「公」の属性を持つ国家は個人の権利を自身に内包するため、自然と個人の権利と国家とが非対抗の関係となるのである。

梁啓超はまさに「国」は「公」であり、民は「自由」、「生命」、「私利」などの個人の権利を有することを基礎として、「国」と「民」とを結びつけ、さらに次の「国民」という概念を提唱した。「国民とは国を人民の公産と見なす呼び名である。国は民を積んで成り、民の外に国はない。一国の民が一国の法を定め、一国の理をはかり、一国の患いを防ぐ。その民は侮ることができず、亡びることもない。これを国民という。<sup>25)</sup>ここで使われた「国民」とは国家の構成主体である国民であり、その意味で「国」は人民の公財である。しかし、ここで注意しなければならないのは、「国とは民を積み成るもの」という構造が、「民」と「国」との結びつき方をより多く表しているということである。彼は『新民説』において、この構造を通じて個人の権利と国家の権利を結びつけ、「一部分の権利はこれを合して

23) 梁啓超『十種徳性相反相成義』、『飲冰室合集』文集之四、中華書局、2015年、第49頁。

24) 梁啓超『自助論』、『飲冰室合集』專集之二、中華書局、2015年、第17頁。

25) 梁啓超『論近世国民競争之大勢及中国前途』、『飲冰室合集』文集之四、中華書局、2015年、第56頁。

全体の権利となり、一私人の権利思想はこれを積して一国家の権利思想となる」<sup>26)</sup>と言う。

では、「国とは民を積みて成るもの」という構造の中で、個人の権利を国家の権利の源泉とし、政府の君主権の合法性の根拠以外に、個人の権利を保障する手段は他にあるのだろうか。梁啓超は「権利思想論」の中で「権利」を「形而上」のものに見なし、「人間が万物より貴いのは、ただ「形而下」の生存だけではないからである。更に「形而上」の生存があるが、形而上の生存については、その条件は一端ではなく、権利こそが最も重要である。そのため、鳥獣は生命を守ることを唯一無二の責任とするが、人類と称する者は、生命を守ることと権利を保障することの双方が揃うことにより、初めてその責務を果たしたと考える」<sup>27)</sup>と言う。彼は「生命を守る」ことは人と獣とに共通するものだと考え、「権利を守る」ことを「生命を守る」ことの上に置き、これを人間ならではのものだと考えた。このような「形而上」の権利について、梁啓超は一種の「品格」であり、「精神」であると考え、「侵圧」によって痛みを瞬間に感じれば、決起して抵抗する精神であり、「形骸的・物質的利益」の「拘り」ではないのである。そのため、「人に物を横取りされる」時、奪われた者が「法廷において闘う」目的は、その物自体ではなく、その物の「主権」にあると言うのである。さらに、「権利」と「良知良能」とを結びつけ、「人が生まれながらにして権利思想を持つのは、天から賦与された良知良能のためである」<sup>28)</sup>と言うが、これは梁啓超の「権利」に対する理解が明らかに道徳化の傾向を有していることを示しており、このような道徳的な意味を持つ「権利」の観念を「国とは民を積みて成るもの」の構造の中で理解すれば、国民全体の権利の集合体としての国家の権利も道徳的な意味を持つようになる。

要するに、梁啓超とミルの個人の権利に対する理解には大きな違いがある。ミルは個人の自由を一種の内在的価値と見なしたため、社会が集団としてその集団を構成する個人を凌駕した際に起こりやすい少数に対する暴虐を警戒した。しかし、梁啓超は個人の自由を純粹に個人それ自身の意味から論じるのではなく、人と人との関係の中で、個人の自由の限界について論じているのである。また、個人にとっての国家は、少数に対する暴力者ではなく、「国とは民を積みて成るもの」の構造及び国家の権利そのものが持つ「公」の属性を通じて、個人の権利に対して保護者と調整者の役割、つまり、をより多く果たすものとして描かれている。具体的には、国家とは「民を積みて成るもの」の権利主体として、政府又は君主が個人の権利を侵害することを防止するとともに、国家の権利は「公」の属性のため、個人に対して一定の道徳的な制約を果たし、人と人の中で互いに相手の自由権を侵害することを防止するものである。従って、梁啓超が「政府と人民の権限を論ず」で

26) 梁啓超『論権利思想』、『飲冰室合集』專集之四、中華書局、2015年、第36頁。

27) 梁啓超『論権利思想』、『飲冰室合集』專集之四、中華書局、2015年、第31頁。

28) 梁啓超『論権利思想』、『飲冰室合集』專集之四、中華書局、2015年、第38頁。

「社会的暴虐」を隠匿した理由は、土屋英雄が言ったような「救国主義」のほかに、個人の権利に対する梁啓超の異なる認識という観点からも解釈することができる。

**【附記】**

\* 本稿は中国・中央高校基本科研業務費専項資金（プログラム番号：2242022S30003）の助成を受けた一成果である。